

○国立大学法人帯広畜産大学企業等集積プラットフォーム要項

(設置)

第1条 国立大学法人帯広畜産大学産学連携センターに、次条の目的を達成するため、帯広畜産大学企業等集積プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を置く。

(目的)

第2条 知の社会実装を推進し、社会の持続的発展に資することを目的として、わが国の農業を基盤とする産業競争力強化に貢献するため、帯広畜産大学産学連携センターが中心となり、産学官金からなる多様なステークホルダーが集結し、相互の交流や連携を促進するための「場」を形成する。

(事業)

第3条 プラットフォームは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) プラットフォームの普及啓発に関する事業
- (2) プラットフォームにおける産学官金連携の推進に関する事業
- (3) その他プラットフォームが定める事業

(会員)

第4条 プラットフォームの目的に賛同する者は、帯広畜産大学産学連携センター長の承認を受けて会員となることができる。

2 会員の資格の有効期限は、入会日から3年間とする。ただし、資格継続の意思確認により更に3年間延長できるものとし、以後も同様とする。

(入会)

第5条 プラットフォームの会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書に必要事項を記載し申し込むものとする。

(会費)

第6条 会員の入会および年会費は無料とする。

2 前項に限らず、プラットフォームにおいて実施する個々の事業及び研究会等において「参加費」、「会費」等、所要の経費を別途請求する場合がある。

(運営)

第7条 プラットフォームの運営に関する重要事項の審議は、帯広畜産大学企業等集積プラットフォーム運営委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会の組織運営等については、別に定める。

(庶務)

第8条 プラットフォームの庶務は、国立大学法人帯広畜産大学産学連携センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、別に定める。